

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和5年7月13日（木）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
菅生主任安全審査官、上野管理官補佐、小舞管理官補佐、大島原子力規制専門員
検査グループ 核燃料施設等監視部門
熊谷統括監視指導官、石井主任監視指導官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他1名
再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他10名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1 その他の施設の外部事象に対する安全対策の規制上の位置付けについて
資料2 「スラッジ貯蔵場の津波対策における止水弁の設置」に係る技術基準への適合性（第三十六条～第五十二条を除く）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	協力規制庁の小沼です。それでは本日の面談を始めさせていただきたいと思います。早速ですが、本日ご提出いただきました資料に基づきまして、の方からご説明の方をお願いいたします。
0:00:19	現状モリカワです。まずTVFの固化処理状況についてということで一応口頭報告、1度報告させていただきます。
0:00:29	TAFの所については、この3号の更新の準備作業として、解体バック残留バラ色装置書の改訂作業こちらの方は継続しております。
0:00:42	先日いたしました日本型マニピュレーターの右半分の導通不良につきましては、
0:00:50	今日一井大矢先生に搬出するというに向けて、このキャリッジのハウス、全部ですね吊具等の準備を今進めております。
0:01:02	これに先立ちました助成当せん会ですね、こちらの取外しについては火曜日1月1日の分日に実施済みでございます。
0:01:12	キャピティにつきましては来週から佐橋にかけて共立取外しまして除染セルリーファンする予定としておりましてその後喧々整備の方に移っていく予定です。
0:01:26	3号炉の運転条件確認試験の計画検討状況についてです。
0:01:32	現在運転状況確認試験に向けて試験条件等の詳細な計画を検討中ですが試験スケジュールにつきましては、伊達固まっておりますのでそちらの方をご連絡させていただきます。
0:01:47	まず熱上げこちらについては11月の1日から、今会長定としてます。
0:01:56	その後熱上げ、完了後白金族元素を含まない模擬廃液での試験、こちらの八本分実施予定しております、
0:02:07	大体熱上げ2週間ぐらい見込んでおりますので11月の16日頃から、
0:02:15	12月の2日頃までの予定で2日に大体1本のペースです。進めていく予定です。
0:02:24	その後、白金族を含む小城廃棄費での試験、こちらも同じように8本分を予定しております、
0:02:33	試験後12月2日頃から、12月18日5分までこちらの方の試験、これも大体2日に1本のペースで進めていくと。
0:02:46	最後をどのようなバスの全所抜き出すどれが音を行いまして大体12月20日頃に完了する予定としております。
0:02:59	炉外観察につきましては年明け茂呂が冷却後に実施する予定ということです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	このスケジュールにつきましては、熱上げの期間、当試験の進捗状況に多少、スケジュールに前後する可能性があるということをあらかじめご了承くださいと思っています。
0:03:21	試験条件等について、詳細については別途改めて面談等で報告させていただきますと思っています説明は以上になります。
0:03:30	規制庁です。ただいま説明のありました、補償状況等について規制庁ご確認コメント等ありましたらお願いいたします。
0:03:46	各館からイシイですけども、すいませんちょっと聞き取りをにってしまったので、もう一度だけ確認なんですけど、茂木入りキーの発見を入れない。
0:03:59	ものをやるのが11月の。
0:04:04	11月6日16日から12月2日まで。はい。そうです。
0:04:12	今までですね。はい。で、白金族が12月2日から12月の、
0:04:17	18日以降まで18日頃までですね。はい、わかりましたどうもすいません。ありがとうございました。
0:04:35	規制庁嶋です。
0:04:38	その資料条件の詳細な検討が今、実施されているということですけども、どのぐらいめどに固められる予定でしょうか。
0:04:50	現職の堀川です。今いろいろと検討しております8月通ぐらい以降の面談で内容の方を少し説明できればという形で計画の検討の方進めているところでございます。以上です。
0:05:08	規制庁嶋です。10月一行からの、
0:05:14	ご説明いただけるということですね。わかりました。
0:05:19	はい。
0:05:22	小児すいません白金族を入れない三宮技師は、本分というのは、
0:05:30	確認する内容としては、
0:05:33	この前の唐津金戸氏、用いた試験と何か土を、
0:05:38	内容が異なるんですかね。それとも、同じように確認できるのかをまず確認されてされるっていう目的なんでしょうか。
0:05:47	教職モリカワ所ですね、カレット試験と同じような内容でありますけど、今回多少層と言われましたのカートリッジを使った試験に行いますので客観その。
0:06:00	前回の試験カレット試験にプラスした形で、いろいろ条件振って、同じような炉内の温度分布でありますとか、
0:06:10	流下性の確認を改めて行った上ではっきり入れた謝意気付に移っていくという形で今考えております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:20	規制庁青島です。なるほど。アスカネットとそのカートリッジだと若干こう入れるものが異なってくるってということですね。
0:06:28	承知いたしました。
0:06:50	他ありますか。
0:07:02	よろしいですかね。
0:07:06	そうしましたら続いて、資料 1 のご説明の方をお願いいたします。
0:07:14	はい。土地領域について原則機構馬淵よりご説明させていただきます。本事業につきましては 7 月の 6 日、
0:07:23	昨日面談時に、口頭でご説明した内容を詳細化を図ったものというような位置付けでございます。
0:07:32	右下のページ目、その他の施設の外部事象に対する安全対策の規制上の位置付けについてというようなことで、概要のところにありますように、PVをほうDF=のその他の施設につきましては外部事象に対して有意に放射性物質を建屋外に流出をさせないための対策というものを、
0:07:51	申請しまして、対策を実施しているというところでその位置付けについて整理したものです。
0:07:58	2 行にあります、対策の分類に応じた対応というようなことで、こちらの方針を大きく二つに分類しております。
0:08:08	外部事象に対して輸入放射性物質を例えばへの流出法律を行うための対策について、恒設設備による、安全機能の追加等でリース放出を防止するもの、こちらの方は恒設設備対応。
0:08:24	あと容器の取り扱いに係る管理や防護対象及び権限の管理等で放りリース放出を防止するもの、こちらの方運用対応と呼びますがこちらの方に分類されると。
0:08:36	ということで、右下 3 ページの方に整備累計の方を示してございます。
0:08:44	表の方左側海左側のせん欄が先ほどの分類ということで、その次のところが累計というところで、
0:08:56	次がそれらの後は 0 主要な事例 1 の取り扱いというような整理をしております。
0:09:04	恒設設備対応のところを 1-101-1 というところでは既設の恒設設備が持つ安全機能の補強工事といったようなところでこちらについては
0:09:14	該当ますということですが例えば例えばの補強であるとかそういったことをやる場合にはこういったところに該当してくるということですが該当ありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	①ー2、恒設設備による、安全機能の追加工事というものをこちらの方、今回のスラジ貯蔵場のセル吸気ダクトの止水弁の設置といったものがこちらに該当する。
0:09:38	ということでこちらの方につきましては、恒設設備の設置、改造に係る設計及び工事の計画の申請を行い、設置した設備の保全についても保安規定に基づく要領書等に規定して管理していくと。
0:09:53	横が適切かと考えております。
0:09:56	⑤の運用対応の方につきましては、②の1、電気の取り扱いに係る流出防止、飛散防止措置というようなもので、
0:10:07	こちらの方廃棄物容器の流出流出防止ネットをつけて、つけたりであるとか、容器の技術防止竜巻を対策を行うといったようなもの。
0:10:21	こういったものにつきましては
0:10:25	保護施設の確実な運用について保安規定に基づく内容流速を規定して管理していく。
0:10:31	025 に異常時対応資機材の配備等訓練ということで、
0:10:37	こちらの方の事例としては、火災、火山事象対応ということで除灰の対応なんかを行うものということでこちらについてはこれらに使う資機材の配備、運用と訓練について、
0:10:50	保安規定に基づく要領書に規定していくと。
0:10:53	丸野さん、防護対象の安全な設備、安全な場所への移動と危険の場所への設置の制限ということでは、6 の設定の件はご相談の裏へ溶液等の移送であるとか、
0:11:08	対象物となる容器の移動ということに対応していくというもの、こちらについては危険な場所への設置禁止措置等についても、
0:11:18	要望書を定めていくところと考えております。②の4 危険ウエノ除去または低減というようなことでこちらの方、火災対策。
0:11:29	としても屋外タンク防油堤の改善であるとか、森林火災対策としての草木管理といったようなものを、長いとしましてこちらについても、本規程に基づく要領等に規定して管理していくということが適切と考えております。
0:11:45	2 ページの方に戻りましてええと、
0:11:49	向こうの不安まとめで芝を先ほど述べたように、恒設設備対応の分類作業後の分と、設計部工事の計画について申請を行い、
0:12:01	運用保全については保安規定の下位文書に溜めて実施していく。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:06	また対応、分類されるものについては、保安規定の下位文書に、防止措置の運用等を定めて確実に実施していくことにしたいと考えております。
0:12:18	都丸さん、衛藤国対応の王国対策における対応ということで、右下 4 ページのところに、令和 3 年 6 月の、
0:12:30	ここの施設の安全対策において、
0:12:35	本申請において、このような対策を、
0:12:38	行くと、技術申請時点で行ったものには実施したということでその時点で終了してないものについても実施するというような書きぶり。
0:12:50	閉止しております。こちらの方の表左側の案は実証施設、あと等だ、どんなものが対象かということと、申請書の対応。
0:13:03	くす対策の内容、あとは対策の累計というところは先ほど、右下 3 ページに記載しました累計の方を記載しております。
0:13:14	右側の方の対応というところはどんな対応を図っていくというような整理としております。
0:13:21	ちょっと数が多いので、
0:13:24	幾つか代表的なものを紹介させていただきますと、一番上スラジ貯蔵業については廃溶媒貯蔵制度の廃溶媒共通を守るというようなことでこちらの方、
0:13:35	まゆ申請書の方にはセルの排水及び流量低減の対策を行うということで、実際の対応としまして、対応としましては、
0:13:47	バク等の止水弁の設置を予定ということでこちらの方対策の類型①-2 というようなことで、恒設設備対応ということになります。
0:13:58	4 号は、先ほど植田通りです。その他の津波の対策については、容器の取り扱い。
0:14:09	取り扱いによるリュ流出防止等を行っているというものが多いうことで②-1 というようなもので、こういったものについては、それらの管理について保安規定に定めていくと。
0:14:22	いうこと、あとは一部、友野の移動ということで丸野さんで行っているものはございますがこういう、こちらについてもあるということ②の、
0:14:33	ここの部分はございます。ここについてもあるということを考えております。その下、竜巻関係というところでは、こちらの方、
0:14:44	小牧の一番上のところであり、
0:14:46	もうウランの循環容器といったものであればこちらの方、物の移動を行うということで②-3 というようなところで、対応を行っている差異を図るというものです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:58	この下にあります、要素、IQ対数の要素ビルといったようなものについては、外壁等の貫通部の補修機容器の養生糖尿所に使用する、資材を配備するということを申請書に書いてあって、
0:15:16	こちらの方実際会議等をしておるといふようなところでは、こちらの方は②-2といふようなところでこちらの方については保安規定にさ、保安規定に基づく要領等をすでに定めていふような状況でございます。
0:15:34	こちらの勝槇のところについては等へ、
0:15:38	ちょっと違ふものとしては、竜巻載せるのが一番。
0:15:47	想像したから三つ目のところ焼却施設のところにあります。廃棄物関係のところでは金属製ではない廃棄物容器については日本で5棟の容器の、
0:15:59	をほうよう容器内の廃棄物の片側の資産の対策を行うといふようなことを間をやっていて、こちらの方②-1といふことで、
0:16:09	雇用の取り扱いに関する流出防止資料が行っているといふことでこちらの方も要領書のほうに反映していきたいと思っております。
0:16:19	沖文。
0:16:22	オオブは損対策といふところでは、
0:16:28	毛利先生工場の裏の序章につきましてはこちらの方、内容案、本貯槽内溶液を他の女性に移送するといふことでこちらの方実施済みと。
0:16:39	ようなところで2-3に分類される。あとは、
0:16:46	関連する建屋関係のところですがこちらの方、降下火砕物の除去に使用する資機材を配備して対応するといふようなことで都丸2号に異常時対応資機材の配備と文面といふところに分類されるといふところで、
0:17:04	こちらの方も保安規定に基づく、対応要領の方も設置した動きを見ます。
0:17:11	森林火災につきましては先ほど述べました防衛とは、
0:17:16	施設等数年間の離隔距離が確保できる木酢の管理を行うといふことでこちらの方を土の通り実施していく予定といふことでこちらの方にマルの4に対応する。
0:17:28	また、
0:17:30	基本を王子産業施設の火災爆発。
0:17:35	関係では、廃棄物所長の奥井木場タンクといふのは思うところがちょっと浅見。
0:17:43	になるといふようなところがありまして、こちらの方遡上申請書の方には、貯蔵量の制限、農業庭の面積の削減、外壁への散水各駅の設定等のいずれかの対応を行い、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	外壁を 200 度以下とするというようなことでいくつかの対応策の方を申請書に記載しておりますがこちらの方、防油堤の面積の削減、実態は対策で行うということで丸野 4。
0:18:12	お答えをしていく予定でございます。
0:18:20	5 ページの方もよりまして、上手く振替を集めてしまう秋葉ファンのところですが、
0:18:27	恒設設備対応に分類されます。今回のスラッジ双方のA氏、
0:18:34	市水道の設置につきましては施工部の申請を行って、設置後は、本規程に基づく要領書に定めて実施していくと、東播対策については保安規定に基づく要領書に管理方法等を定めて実施していくと。
0:18:49	いうことを考えているというものです。
0:18:52	説明の方以上となります。
0:18:55	規制庁、庄野です。それでは資料 1 に対しまして規制庁の郷狩野。
0:19:02	確認事項、コメント等ありましたらお願いいたします。
0:19:14	押田オオシマ不満ですけれども、4 ページの承認の中で幾つかちょっと確認させていただきたいんですけれども、プロジェクト評価施設並みの部分の、焼却施設の、
0:19:29	ドラム缶についてなんです、一応申請書の記載として、これ店舗を防止するための対策を実施済みという書き方になってるんですけど、それ。
0:19:42	等とその流出防止の関係で、どういった関係があるんで。
0:19:47	はいDCPのタグチです。検討して、バッカーするようなことになりまして内容物が出てそれが津波等で出てくる可能性ありと、いうようなことなので、
0:20:00	判断済みかにしている。ドラムの方の検討防止を図ることがリスク防止に図る際流出防止になるということでこの対策を行ったものです。
0:20:13	検討します。わかりました。
0:20:18	それからですね。
0:20:21	次立つ松野ナカノと分析所の一つ目なんですけれども、案出の標準試料、津波対策に近い移動予定って書いてあるんですけども。
0:20:35	これは、こういった認識でよろしいのでしょうか。
0:20:40	はい。原子力機構、馬淵です。こちらの方表の方の津波のアノン欄の上から二つ目、地上 1 階のキャビネット内の標準資料。
0:20:52	標準ベースというところで、どうしてこちらの方地上 1 階にあるものを流出防止になる地下の方に移動したということでこちらの方で実施しているというものです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	そうしますと、津波対策の分析上の該当する部分で、か。
0:21:15	んついてはこう見えてきていないんですけど、こういった策も移動するっていう対策も、
0:21:20	とられているってことなんですかね。
0:21:25	はい、原子力機構、田口です。ちょっと言葉足りませんでした
0:21:29	こちらの方1階に置いてあると竜巻飛来物の影響を受ける可能性があるということで地下に持っていけばその影響を受けないということで津波対策とあわせて地下の方に物を移動したということでございます。
0:21:45	すいません。ちょっとちゃんと読んでなかったですね、年1回、第2、セットしてそこに移動させて、保管するっていう、そういうことなんですね。
0:21:58	原子力機構たんでその通りです。
0:22:06	吉川ですね最後の屋外タンクの部分なんですけれども。
0:22:12	横井で面積を削減するということで、それを要領書に盛り込むということなんですけど。
0:22:18	貯蔵量の制限については特に何か3要領等で定められているものではないんでしょうか。
0:22:29	原子力機構河内です。こちらの方の対策というか申請時点の対策案のいくつかとして、そのメール物自体を少なくして、
0:22:42	最終総経理前後対策案の1として、温度を下げるという方策等、あとはそのメール面積を狭くして温度を下げるというような対策。
0:22:55	あとは散水を行うとあげるというようなあったリスクパートナー、その中でその後の検討で、この物件の面積を削減すれば現在、
0:23:08	許認可で、今、定められている貯蔵量の方で、問題ないという状態にできるという評価がえられたのでその対策を行うというものです。
0:23:21	こちらの内容についてはすいません、ちょっと時期はあったけど、
0:23:26	一度その対策の内容について、面談等でご説明しております。
0:23:33	規制庁大嶋です。承知いたしました。
0:23:57	すいません。他。
0:23:59	ありますか。
0:24:02	規制庁のです。資料41ページのところに、基準の適合性で示されて、
0:24:15	事象、6条の地震等7条の津波のところ、
0:24:21	それぞれ
0:24:23	耐震表、
0:24:25	下を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:31	既存の地震があったら地震で2パターンでやってるんですけど、それぞれの意味合いっていうのを教えてもらえますか。
0:24:44	ひっぱ原酒機構の白水でございます。資料2の添付の中の先ほどおっしゃられた43ページの部分、ごめんなさい。これ、資料2はまた別途ですかね。
0:24:58	この後ご説明を申し上げる予定でございましたが、ごめんなさいその時にすいません。はい。
0:25:04	併せてその時に進めさせてあげます。はい。
0:25:18	スゴウです4ページの龍間キーの下カラー四つめのウラン貯蔵しょうなんですけれども、所委員。
0:25:33	番頭の取り付け、
0:25:35	脱着可能になってということで、これちょっとイメージを教えてくださいんですけどどういうふうに、どこに鉄板をつけるようなイメージなんですか。
0:25:50	はい。文集機構タグチです。それと浦野と同様機というのは容器ポットの周りに、
0:25:58	鳥羽ボツ刑事という隣家Eを防止するための過誤みたいなものがあるってその中に大木が入っているというものが1個ずつ、単独であると、それを複数ここを並べて置いてあるというような状況でございます。
0:26:16	そちらの方に、
0:26:18	ほぼ、
0:26:22	すいませんが並べてあるところを、鉄管で囲うというようなイメージです。植田は、横側を鉄板で囲って、飛来物から守るという意味ようなことを考えております。
0:26:39	規制庁の宗です。
0:26:43	その辺はあれですかね下かご自体はさほど、その何ていうか大きくはないっていうことなんですかね。
0:26:53	111人とかで、もうその鉄板とか、
0:26:56	つけられるぐらいの大きさっていうイメージでいいんですか。
0:27:05	原子力機構河口です。大きさについては過去それなりの運営面積というかがありますが、
0:27:16	やはりは、水が搬出したりとかさかつ関係で中を見たりとかっていう必要がありますので、人が運べる、鉄板、移動が可能な鉄板を組み合わせ、
0:27:30	防護していくということを考えております。
0:27:36	はい。
0:27:42	規制庁のスゴウです。衛藤。その辺は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:47	イメージとしては、その他、
0:27:51	竜巻警報、
0:27:52	何かが、
0:27:54	発令されて、その手順ん鉄板をつける。
0:28:00	あと一方で移動できるものは、
0:28:06	移動が可能なのは、移動するっていうことですよ。
0:28:14	小中。
0:28:15	時間との勝負のときに、若干大丈夫なのかなっていう気はするんですけど、そこも含めて、まず、しっかり検討はされてるっていうふうに理解しておいてよろしいですか。
0:28:30	原子力機構河口です。すいませんちょっと資料の記載が不十分で、ちょっと
0:28:37	なくなったんだと思いますがすいません。移動が可能なものというのは防護するものをなるべく減らす、減らして減らそうというようなことで、
0:28:49	このウラン貯蔵所以外にも第2ウラン貯蔵所とか第3ウラン貯蔵所といったような別な駐車場所がありますのでそちらに持っていくことは可能なものについては、
0:29:00	ここの通常そういうものをそもそも減らそうと、なるほど減らしたものについては、基本的には
0:29:09	当間常設とは言いがたいですけど
0:29:14	異常時以外も、いつその発バッテリーという動きになってからか、防護するというのは、なかなかやはり厳しいので、付けた状態で、にしておいて、
0:29:26	必要に応じて外し外してつけてというようなことを考えております。
0:29:36	そうするって規制庁そうすると、コメントは02の、
0:29:48	うん。
0:29:52	網野さん。
0:29:58	今おっしゃられたのは、基本的に鉄板付けてるっていうようなことをおっしゃってたと思うんですけど。
0:30:10	それはもう、一応②のカテゴリーに入ってるんですけどウグイ、それは対応っていう理解でいいんですかね。
0:30:26	推進スタッフです。こちらの方、
0:30:30	取り外しが可能な設備というようなことでちょっと恒設設備対応の方ではなく、他の固縛、
0:30:42	容器を固縛するといったようなものと同じような、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:47	ものというふうに整理してございます。
0:30:54	規制庁の麻生です。
0:30:58	固縛は飛ばないように影響を与えないようにする対策かなと思っているんですけど。
0:31:08	一方でちょ、ちょっと気になるのはやっぱりこれ、ウラン貯蔵場って令和3年の、
0:31:16	申請庄田遠山屋根が、竜巻荷重に対して、
0:31:23	持たなそうだからっていう古藤だと思っんですよね。で、
0:31:28	そうしたときに鉄板って言っても、ピンキリだと思いますんで。
0:31:35	その屋根を、
0:31:37	いや、屋根を通過してきた、その飛来物に対して、
0:31:48	恒設ではない、ある意味取り外し可能のその鉄板で持つんだっていうところは、これどうやってたん。
0:31:58	棒する予定なんですかね。
0:32:03	原子力機構川口です。
0:32:06	こちらの方飛来物に対して鉄板等が貫通するか否かというような評価方法がございまして、この評価をやった時も、
0:32:21	こちらの方のウランの容器の方若干ちょっと厚さが、
0:32:27	足りない、その評価をやると厚さが足りないというような評価になったということからその分を、周りにある鉄板で補ってやるということを考えておりますすることによって
0:32:42	貫通することが、飛来物による貫通がないようにするといったような対策でございます。
0:32:52	規制庁の佐瀬であれですか。
0:32:58	その鉄板なんていうんでしょうかね。
0:33:05	渥美とかはさほど気にするようなものでもない。何か何か、それなりのものが置いてあれば、大丈夫だよっていう、それぐらいの評価だったっちゅうことなんでしょうかね。
0:33:24	ちょっとそこら辺の継続がいまいちよくわかんなかったんで。
0:33:31	はい。推進した分です。こちらの方の鉄板での関数の評価というのは多分事業所の評価とかでも竜巻評価でもやられてる一般的な方法を用いていますので、
0:33:45	ちょっとこちらの方の設備の方でちょっと具体化した時点で、別途ご説明させていただきたいと思います。
0:33:56	規制庁宗です。はい。よろしくお願ひしますちょっと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:59	否認したのは、江藤。
0:34:05	多分。いえ。すみませんなんか、
0:34:07	ここじゃなかったかな。
0:34:09	下部規定かなんかで、何かいろいろ作ってみたいなのか。
0:34:16	今日の資料だったか。
0:34:18	すみません。令和3年の人なんか資料例えばちょっと今、忘れちゃったんですけど。
0:34:26	下部規定になると、ちょっと我々の方で、皆なあとと思ったんで。
0:34:32	実際今後、その設計というほどのものじゃないのかも申しないんですけど。
0:34:40	対策、具体が決まったらちょっと内容を説明してもらえるとありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。
0:34:51	了解いたしました。
0:35:23	規制庁干場です。それちょっとまたこういったように戻ってしまうんですけど、念のための確認ですけど、とこう。
0:35:32	面積を削減するってことですが、削減したとしても、そのタンクの全量を受け入れられるような、その面積は確保されてるってことでよろしいんですね。
0:35:45	ついてはその要領書に
0:35:47	タンクにどれだけこう、
0:35:49	タンクの貯蔵量を制限するみたいな、文言も入れなくても問題ないという理解でよろしいでしょうか。
0:36:00	はい原子力機構川口です。はい。5点ほどかなりちょっと大きめに作られているというところで、そちらの方面積を狭めると。その内容につきましては消防法と消防、
0:36:16	の方にもご説明して、了解をいただいているというような内容で特段容量の制限は必要ないものです。
0:36:25	ちょっとすみません、面談を引い調べて説明させ、後でちょっとお知らせさせていただきます。その時の資料に、そういった、
0:36:37	他のものも入っていただきます。すごくそういったサイトだと記憶しております。副所長はです。ありがとうございます。
0:37:18	すみません。計算方法から、
0:37:21	質問いいですか。熊崎と申します。よろしくお願いします。
0:37:29	ちょっとこちらの現場の環境からし、表2、
0:37:36	対応のところで、要領書に定める予定っていう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:41	方が書いてありまして、
0:37:44	対策、死亡。
0:37:46	これを終わりにして、左側には実施済みっていうところで、
0:37:53	この一連の要領書に、
0:37:55	実質、擬制されたものが定まる時期って、
0:38:01	大副 1 号炉だったら、これらが整備するのか。
0:38:05	見込みを教えていただければと思うんですけども。
0:38:10	はい原子力機構田淵です。
0:38:14	右側の方にありますようにすでに定めているものがあり、ちょっと今回こういうお話もありましたので改めてその記載内容等を見直して、
0:38:24	どういうことを記載すべきかということもちょっと全体的に整理しまして、今年度末を目標に、こういった要領書の方を整備していきたいと考えております。
0:38:36	ありがとうございます。一応目標が立っているということで、承知しました。ありがとうございました。
0:39:14	船長オオシマです他にございますか。
0:39:18	よろしいですかね。
0:39:21	そうしましたら続いて資料 2 の説明の方お願いいたします。
0:39:27	はい。続きまして原子力機構の白水でございます。資料 2 の方の説明をさせていただきます。
0:39:33	本件ですね、先週 7 月 6 日の面談におきまして技術基準等の適合性につきまして、該当なしとしている理由について説明をといたコメントいただいております、
0:39:48	今回ですね技術基準への適合性につきまして、重大事項対処施設と雑則の 36 条か 52 を除きます条項につきまして、
0:40:00	その条項ごとにその評価の必要性の有無等適合性を表としてまとめました。こちらを説明させていただきます。まず
0:40:11	右の適合性の項目のところ、※書きでしておりますけれども、共通の該当設備というところを記載はですね改造今回の改造範囲であります止水を含ん消せるの旧契約等表してございます。
0:40:28	説明はちょっと主だったところを中心に説明させていただきます。まず三条、第 3 条の配送中の歳出の維持につきましては、
0:40:39	こちら本件衛星室に関する設計及び工事の計画に係る申請でございます、正門施設の維持の方法を申請するものではないということで該当しないといたしてございます。
0:40:54	続きまして第 6 条の地震による損傷防止、第 1 項でございますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:00	こちら先ほど大屋様から説明いただいておりますと関連しますけれども、
0:41:07	当該設備の設置によりまして当該システムの重量が増加します。なので耐震性を確認する必要があるということで、こちら該当ありとしてございます。
0:41:19	当該設備の重要度分類は既設の計器ダクトの最終耐震利用度分類に合わせましてBとしてございまして、申請書にはその耐震B類としての耐震評価結果を記載してございます。
0:41:34	第2項第3項につきましてはこちら、耐震重要施設に係るものでございまして当該施設は耐震重要施設でございまして該当しないとしております。
0:41:46	なおですね当該設備を設置しております、さっきのA炉3年6月の配水し変更認可申請の中で申請しておりますが、認可いただいて、
0:41:58	すぐもうすでに認可いただいてその中で、廃措置計画用設計地震動相当の地震力に対する耐震性評価を行って行っております、それに関わる評価を変更するものではございません。
0:42:14	続きまして第7条を津波による損傷防止、でございますがこちらは当該設備は、因みによるセルへの浸水防止を目的としてございまして、
0:42:26	思想も確認する必要があるということで該当いたします。
0:42:32	当該施設に対しましては津波の起因となる地震力として廃止措置計画用設計地震動に相当する地震力を用いて耐震性評価を行いますとともに、
0:42:45	津波襲来時の最大浸水深推進における耐圧性強化を実施してございます。
0:42:54	これらの両者を申請書のほうに、評価結果と評価結果について記載してございます。
0:43:05	つ期末6ページになります。第8条の外部からの衝撃による損傷防止につきまして、第1項第2項につきましてはこちら、
0:43:16	当該設備の設置によって金融課の外部からの掃気に係る評価を変更するものではないので該当しない。
0:43:23	3項につきましてもこちら当該設備設置は、空き民家の航空機、
0:43:31	墜落による評価に影響物もないため該当しないといたしてございます。
0:43:37	続きまして第10条の閉じ込め機能でございまして。
0:43:41	第1項の第1号でございましてこちらは、液体状の集済み燃料等が使用済み燃料等を含まない流体を導く管に逆流する恐れがない構造であること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:56	を求めるものでございますけれども、当該設備はセル外気を常に供給するシステムのダクト便利でございますので該当しないと。
0:44:04	です。第 2 号でございますがこちらセル内部常時負圧状態に維持し得るものであることを求めるものでございますが、当該設備の設置によって、その負圧維持に必要な
0:44:18	廃棄能力を変更するものではないので該当しないと思います。
0:44:23	第 3 号をこちら
0:44:26	この条文で要求しております。セル内における廃溶媒の漏えい監視機能ですとか、あと漏えいした場合の閉じ込め機能回収機能を変更するのはございませんので、該当しないと。
0:44:40	なお津波襲来時につきましては第 7 条に該当するものと考えてございます。
0:44:47	4 号から 8 号につきましては、こちらは当該設備は捨てる外 9000 台供給するシステムのダクト命令でございますので該当しないと。
0:44:59	でございます。
0:45:00	第 9 号でございますが、こちらはこちらも当該設備の設置によって条文で要求しておりますような、セル内における廃溶媒の漏えいの拡大をするような機能、
0:45:14	これを変更するものはございませんので該当しないとしてございます。
0:45:18	第三条第 3 号と同様に津波襲来時については第 7 条に該当するものと考えてございます。
0:45:26	続きまして 7 ページ、第 11 条の火災等による損傷防止でございます。
0:45:32	第 1 項から第 3 項にかけてはこちら当該設備の設置は消火設備ですとか今日説明の機能変更する内容で該当しないとしてございます。
0:45:45	4 項 5 項につきましては、こちら結城条文としては、有機溶媒その他の可燃性の液体ですとかあと有機溶媒等、
0:45:55	扱い設備に関わるものでございますけれども、経済設備こちら逆と便利でございますので、有機溶媒、その他可燃性規定取扱設備。
0:46:08	或いは有機溶媒取扱設備はないので、該当しないとしてございます。
0:46:14	第 6 号、こちら
0:46:18	これ有機溶媒等取扱設備をその内部に設置するセルから、遊休街灯が用意した場合に、適切な措置を求めるものでございますけれども。
0:46:29	ただし設備の設置は有機溶媒等が面内漏えいした場合の措置。
0:46:35	この本件の場合は溶媒貯槽から漏えいした場合別所線に損益するか。
0:46:42	長期によって開始するといった措置を行うとしておりますけれども、そういった措置を変更するものではないことから、該当しないでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:51	第7号から12号につきましては、条文で対象としてございます。照査を含む容器を内包する蒸発缶ですとか、
0:47:02	水槽取り扱いまたは小さな発生の厚さのある設備ですとか、或いは味ジルコニウム金属粉末その他のイチジク参加しやすい大気物保管機する設備。
0:47:14	ではございませんので該当しないとしてございます。
0:47:18	第12条第1、13条の溢水による損傷防止施設とか化学薬品の漏えいによる損傷防止につきましては、
0:47:28	こちら当該設備の設置によってそれぞれの防護措置の内容を変更するものではないので該当しないとしてございます。
0:47:40	できます。次ページに参りまして8ページになります。第16条の安全機能を有する施設でございます。
0:47:48	第一報、こちら
0:47:51	設計基準時工事及び設計基準事故に伴う間にその安全機能を発揮することを求めるものでございますけれども。
0:48:02	これに対しましては当該設備は津波による有意な放射性物質の流出を防ぐために、
0:48:09	セル内への海水の取水機能を有しますけれども当該機能につきましては、第7条の津波の損傷防止に該当し、本情報に該当しないとしてございます。
0:48:22	第2号第3項、こちらにつきましては当該設備の止水弁を元の工兵苦勞を行うものでございまして、歳出の運転中停止検査試験ができるように設置する必要がある。
0:48:35	ことですとか或いは不具合が生じたら生じた場合に補修修理ができるように設立がある。
0:48:41	ためにこちら該当するとしてございます。
0:48:47	第4項でございますがこちら、ポンプその他機器または配管の損壊というのは試算物により算出を受けて、安全性損なうものが想定されるに対しまして、
0:49:00	その措置を求めるものでございますけれども、当該設備の近傍にある配管が総会し、その飛散物により当該設備が、
0:49:11	損傷し、セル吸気がそうすることを想定したとしてもですね、SIの廃溶媒は貯槽内に保持されまして、歳出の安全性を損なうものではないと。
0:49:22	後で該当しないとしてございます。
0:49:25	第5号につきましてはこれ当該設備は、二つ以上の原子炉施設と公共立証するものはございませんので該当しません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:33	続きます第 17 図を、材料及び構造でございますが、こちらは、
0:49:39	当該設備放射性、放射エネルギーが小さく、
0:49:45	リスクは低い作業がちょっと内包するセルの換気休憩でございます、当該条文で対象としてますような全機を有する施設に属する容器及び管並びにそれを支持する構造物のうち最終施設の安全性を確保する上で重要なもの。
0:50:03	ではございませんので該当しないいたしてございます。
0:50:08	続きます、10 ページに飛びまして、
0:50:14	第 28 条でございます換気設備、
0:50:19	こちら当該設備の設置によりまして既設の当該システムによる換気能力等を変更する、ないことから該当しないとしてございます。
0:50:31	これ以外の
0:50:34	条文につきましては、当該設備が条文で要求される制度に係るものでないこと、もしくは、当該設備の設置によって金融機関の内容を変更するのはない。
0:50:45	から、該当なしとしてございます。
0:50:49	今日の説明は以上で衛藤。
0:50:53	別個にですね、
0:50:57	申請書の提案を示してございます。12 ページ、5 になります。
0:51:03	こちらの、
0:51:06	この申請書の補正案の中で
0:51:11	前回の面談をお示しせ、お示しさせていただきましたけどもそこから修正した箇所、地域した箇所というところでございます、
0:51:22	43 ページになります。第 7 条の津波を共謀し、
0:51:30	の部分でございます。こちら
0:51:39	ウエノ様のご質問ございまして及びありましたけども
0:51:43	当該設備が、津波 2 のピークなる地震力に対してさらにその後襲来する津波より水位耐えるということを示すために、表 1 表 2 で占めます閉め示します通り、
0:51:59	大雪計画より新保相当の地震力に対する耐震評価結果等を排水虚血は設計津波時の誓約書増の最大浸水深に対する開発評価の、
0:52:13	等の効果結果をし、追記してございます。
0:52:17	強化結果はいずれも最大発生力は短期強力以下であることを確認してございます。
0:52:26	なおですねその前のページの 41 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:33	それから、42 ページ示しております。第 6 条の地震による損傷防止につきましては、こちらの表 5 設備を耐震Bであるということで、従来の施工の今月あたりに基づきまして、耐震B群耐震性を有すること。
0:52:50	そして耐震技術主務谷内評価結果を示してございます。
0:52:56	説明は以上になります。
0:53:02	規制庁の諏訪です。資料に対しまして、規制庁から確認事項等ありましたらお願いいたします。
0:53:10	飯塚です。
0:53:12	すいません月中規制庁の駒井ですありがとうございます。ちょっと何年かって使ってる。
0:53:19	ちょっとさせてください。関心評価のところ、耐震クラスはBクラスだということ。
0:53:31	なんですけれども。
0:53:33	このBクラスの中で、
0:53:37	いわゆる動的な、
0:53:40	検討しなきゃいけない、つまり共振するかどうかっていうところかというと、これはもう記載がなかったんですけど、そういう共振する可能性があるという。
0:53:54	評価という理解でよろしいんでしょうか何が言いたいかっていうと、静的地震力だけで終わっちゃうような評価があるかどうかかっていうことなんですけれども。
0:54:05	はい。原子力機構の資料でございます。購買強化の対象と支援整備を含みます、教育委託等につきましてはこちらを構造でございます。
0:54:16	高振動数でいきますと 20Hz以上ということを確認してございますので、こちらの静的地震力でも強化、
0:54:25	を行っております。合同ですので共振の影響を考える必要ございませんので、動的地震力による評価は実施いたしておりません。以上です。
0:54:37	はい、わかりました。そうするとそれって、何かどっかに変わってないものですよね要するに
0:54:44	前、多分議論になったのは、はい。はい措置難題措置計画用の地震動、なんで使わないのっていうちょっと。
0:54:55	お話があったと思うんですけども、これBクラスで、5 構造だったらそもそも、いわゆるSが無茶苦茶ってかって関係ないんですよ。
0:55:05	言っているところで、郷構造だっどっかに書けないものなのかなと思うんですけどちょっといかがですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:15	はい。演習機構の首藤でございます。構造、当該設備は剛構造である旨、ちょっと近い場所は検討させていただきますがその旨 6 頭に記載する方向で検討させていただきます。
0:55:30	はい、ありがとうございます。ちょっとねその上で、ちょっとメイクをちょっと事実確認したいんですけども、ですね提示数でいうと、
0:55:40	43 ページの荒田公文で今回追記され、変更通知されたってところなんですけれども、その表の 1 のところで、
0:55:51	廃措置計画用設計地震動相当の地震力って書いてあるんですけど、この相当のってのはどういう意味なんでしょう。どういうイメージなんでしょうか。
0:56:07	戸部設置高貨物です。こちらの方スラジ貯蔵場については基準日新藤建屋自体の基準地震動を、の方がないというようなことがありまして、
0:56:21	令和 3 年 6 月の先生の国におきましても
0:56:26	本とかTVF等の藪エンブラ等の床の、
0:56:32	地震力とを参考にして、それ相当の地震力で各施設の評価を行うというようなことを行っておりまして、
0:56:45	今回もそれと同様に、な評価の地震力に基づいて評価を行ったということで相当という記載をさせていただいております。はい、ありがとうございます。私はそういう議論ありましたんで多分今ここの委員のメンバーで、
0:57:00	その議論のことをよく覚えてこの相当ってそういう意味であって割と範囲内と思うんです。注記かなんかでこれからいかないと、もう全員わからないまま議論がすれ違っちゃうと思うので、
0:57:15	何か新さんがご説明されたようなこと、どっか注記なりなんなりで書くことってできませんか。
0:57:25	別所希望資料でございます。了解しました記載する方向で検討させていただきます。はい。よろしく願います。大井。
0:57:35	そうですね。ちょっと先ほどの説明にちょっと戻るんですけど、ちょっとよく理解できなかったところがありましてですね、ページで言うと、
0:57:49	ごめんなさい。ですね。
0:57:57	佐古です。
0:58:00	そうですね。ごめんなさいね。
0:58:08	A土佐ペース後、右下 5 ページのところなんですけれど、
0:58:19	イシダ 5 ページの地震の損傷の防止のハッチングがされてない。紙類、白抜きになってるところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:27	第2項と第3項に関して、先ほどのご説明は、当該設備は耐震重要施設でないことが該当しないようはわからないんですけど。
0:58:39	南和以降なんですけれど、当該設備の設置により、当期認可の廃措置、計画用設計振動相当の、
0:58:50	新緑に対する耐震性に係る評価を変更するものではないっていうのは、
0:58:55	これは単性、今まさにさっきおっしゃったようなことを、
0:59:01	用途せるっていう理解でOKでしょうか。
0:59:08	原子力機構貨物です。こちらの方今回、
0:59:13	止水辨野編の追加によりまして令和3年6月に行った掛谷であるとか、機器であるとかの
0:59:25	尽くせて技術基準相当の地震での評価を変更するものではないという、意図での記載でございます。
0:59:33	なるほどそういうことですね、これも非常に何かわかりにくくて、そこが上手に全部知ってる人じゃないとこれ、読み解けない強いと思うんですけど。
0:59:47	先ほど、相当の地震力っていう、御説明のちょっと注記なり入れていただくっていうのと合わせて、ここ、同じようなことが観点の地震力の設定だと思うので、入れといてもらおうと。
1:00:03	これ、意味合いがはっきりわかっていいかなと思います。はい熊井から以上です。
1:00:12	原子力機構の首藤でございます承知いたしました。
1:00:33	ウエノさんご疑問を、
1:00:35	なっとる。
1:00:36	大丈夫であります。
1:00:44	規制庁出野です。
1:00:47	76条と七条で耐震消化をやってるんですが、結果として
1:00:58	奈良城野。
1:01:00	43ページ。
1:01:04	13ページのところで、
1:01:07	包絡される評価だと思うんですが、
1:01:11	これそれぞれの意味合いがちょっと違うのかなと思うんですが、もう一度説明してもらっていいですかね。
1:01:20	はい、原子力機構の白水でございます。7号で示してございますまず地震、耐震評価結果につきましてはこちらの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:30	そもそもこの七条でお示してるのは当該病院が止水性能を有しております、その旺盛メンバー被水性能を、その性能は、必要性からですね必要ありますので、
1:01:47	まずそのためには地震津波の起因となる地震力でまず耐震としても耐震性を有しているということ。それから、
1:01:57	その後の津波の襲来によって、立つ性能はしっかりを有していることを示してございますので、
1:02:07	結果、それを示すために表1と表2ということで耐震性の評価結果等を田井発生の評価結果を示してございますその時の耐震性評価につきましてはこちらは津波の金都丸地震力で強化接してございますので、
1:02:23	その他施設におきましてはここで示します通り廃止措置計画の請求地震動相当の地震力で評価を行ってございますので、それ、それ応じた、
1:02:33	耐震評価結果を示してございます。皆様がおっしゃっおっしゃる通り、この第6条の方の地震力の評価こちらはあくまで、
1:02:43	当該設備がBですのでB類としての地震力の評価結果でございますので、教育の方に包絡されることにはなりませんけれどもこれ意味合いとしてはこちら第6条の方は、
1:02:57	ここは当該設備は、耐震上と耐震分としてはBでございますのでそのB類としてのその地震力によって評価をしたといった、
1:03:07	ことで口を開けている評価結果を書き分けているものでございます。以上です。
1:03:15	植野です。はい措置計画の
1:03:21	廃止措置計画用設計地震動相当の評価っていうのはこれまで地震に対しては、
1:03:31	なんだろう、対変える評価をするということで、多分きこのキョウチが、
1:03:39	引っ張り造作とかを用いて、
1:03:44	評価してて、今回のように短期の許容力までを、
1:03:50	求めてなかったと思うんですが、そこの違いは何、どうしてるのかなと思って。
1:03:56	これまでの評価を合わせ、
1:04:00	るのかなという気もしてるんですが、
1:04:13	原石等の資料でございます。7条の耐震評価の評価基準に環境力を持って行ってますけどもこちらは、
1:04:26	6号のBの耐震評価で短期強力を用いて評価してございますので、基本的にそれに合わせた形で、厳し目の、
1:04:38	非協力を使って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:42	いわゆる金融機関の中でやってる建物ですとか、機器のきよばについての実力値なるもの、終局値的なものは使わずに、ここはB類。
1:04:58	でも協力、
1:05:00	短期強力に合わせてお示して持田でございますけど、十分に性能を有しているということを示したものでございます。
1:05:19	浦です。6条と合わせて、保守的につていうところは理解するんですが、
1:05:28	ちょっと、まずはその同評価債最低限つていうか
1:05:33	評価として必要なものはどうなんなのかっていうのをまずは、
1:05:38	明らかにして、
1:05:40	それで、保守的にある分には構わないと思うので、
1:05:49	何が求められてるかってことだからその実力値つていうようなところもちよつと考えてもらって、
1:05:57	どうあるべきかっていうのはまずは示してもらって、それで保守的にやってるつていう説明が必要なのかなと思ってるんですが。
1:06:12	出向の資料でございますちよつと現実的にこの耐震評価これ、今日評価部位に応じて例えばサポートした縮曲げせん断ですとかいった、
1:06:28	この細分化をして強化をしておりますこちらの、
1:06:34	もう新しく新規に物を作りますので、そのを新規に作るという観点から立って、危機時に、新規に作る基準に合致するような形で、
1:06:47	評価を行ってございますので、ここを実力値にといったことになると、戸松、多少ちよつと機材とところもございしますが、
1:07:01	ちよつとそういう実力値に、まずは1回整理するといったところにつきましては、
1:07:12	ちよつと検討させています。
1:07:16	青山です。ごめんなさいその数値を何か、新たに評価する強調を新たに算出しろつて言ってるわけじゃなくて、
1:07:26	乳井に放射性物質を流出させないという観点からは、実力値で評価するんすつていう方針を示して欲しいなと思ってるんですが。
1:07:36	その点いかがですか。
1:08:10	D、これぜひ厳し目。
1:08:14	ていうことは、
1:08:17	原子力機構河口です。おっしゃられる通りその他施設については実力値で評価しているというようなところがございしますので、文章のところできちよつと趣旨で評価をするものであると。
1:08:31	ただし今回便という動くものであるということも考慮して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:40	結露での評価を、いや、厳しめに、この評価であり下水での評価を行う、行うというようなことで、
1:08:50	基本的な考え方と、今回はこういうやり方、厳し目にありましたというものを評価も、この文章のところに追記する方向で考えたいと思います。いかがでしょうか。
1:09:04	今のところに追加してもらってもいいし、私今日の資料の2ページ目ですか。
1:09:15	ベースのところに、どうやって評価するんだっていう方針があればいいのかなと思ったんですが。
1:09:31	戸部酒匂小口です。資料1の1ページ。
1:09:37	でしょう資料にも、
1:09:40	資料、資料1です。
1:09:50	地域資料、組み合わせながら当初の1年の2ページ、当初2ページです。
1:10:03	を、
1:10:05	PEEKこちらの方に、
1:10:11	広域その他、恒設設備の幅Cの恒設対設備対応というような話がありますので、
1:10:20	またそこに紐付けてと文章化注記を加えたいと思います。
1:10:25	はい。それと皆さんもう一度その42ページの7条のところで、下線が引いてあるところで、水分は地震力に対し、
1:10:38	耐震性を有して方を使って、その下、下の行で、津波に対しては、最大浸水に耐える構造とするってこれ、
1:10:51	書き分けてるのかちょっとわからないんですが、いずれも耐える構造でいいんじゃないのかなと思うんですが。
1:11:04	はい。現状期間数でございます。
1:11:07	はい。地震力。
1:11:10	等を耐震指針、最大浸水深耐える構造とするといったような、
1:11:18	書きっぷりに修文させていただきます。
1:11:22	はい。だからこれまで排出者その他施設の、
1:11:28	耐震性とか耐津波性っていうのは、
1:11:31	必ずしもこの基準への適合という観点では、きっちり評価してきてないと思って、有意に流出しないという観点で、
1:11:41	実力値を評価していると、というような認識なんですが。
1:11:46	そのものに沿った方針があって、今のケース結果的にその七条の計算結果は保守的に厳しめの協调用いてるんですっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:57	説明は受けられると思うので、
1:11:59	まずは
1:12:02	実力値で評価すればいいんですっていう。
1:12:06	と固陋の位置付けを明確にしてもらったほうがいいのかなと思います。
1:12:15	はい。現象教習で承知しました。
1:12:18	よろしくお願いします。
1:14:30	すいません規制庁のスゴウですカクウの技術基準への適合性について整理していただいてありがとうございました。ちょっと1点だけすごく細かい話で申し訳ないんですけれども。
1:14:45	7ページの笠飯野参照の上Cで、上三つですね123について、
1:14:56	適合性のところで、当該設備の設置は消火設備携行設備の機能を変更するものではないことから該当しないって言って、
1:15:07	1と2はそうだろうなと思いつつ、
1:15:11	3については、これ
1:15:14	設置するも能の不燃性、難燃性の材料使用せつちゆうような話であって、何かこの消火設備と警報説B変更しないんで関係ありませんっていうのが、
1:15:28	ちょっと何か。
1:15:30	理由とは違うような気がしたんですけれども。
1:15:34	その点はちょっといかがですかね。
1:15:40	原子力機構の資料でございます。ご指摘の通りでございます。3項につきましてはこの1項2項で申し上げてるような適用性のビール。
1:15:52	音楽、やはりこの当該設備、不燃性難燃性の使用をしてない、して、等を使用するといったところで要求に対してどうかといった適合性でございますので、そこは
1:16:06	教えきの通り修正させていただきます。
1:16:09	はい。規制庁の宗です。はい。ちょっと私も全体をよく、
1:16:15	見れてない、いいし、整理してくれたっていうところで、
1:16:23	考えたらよかったかって言うぐらいなんですけど、補カーのところもちょっと確認していただいてあんまり2、基準への適合性という観点で、何か。
1:16:36	とんちんかんなこともしかしたら、これは言ってるかもしれないんで、もう1回だけでいいんで、全体確認してもらえばと思いますが、よろしいですかね。
1:16:48	はい。技術部長の清でございます承知いたしました。すいませんよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:06	規制庁です。
1:17:08	8 ページの、
1:17:11	城野。
1:17:14	材料に関してなんですが、
1:17:16	ごめんなさい、ちょっと今日のランチ貯蔵場ではないんですが、
1:17:21	プリンター保守施設の方では、この材料が、
1:17:25	対象の条項になってるんですけど、それは安全を確保する上で重要なものであるからっていう説明になるんですかね。
1:17:36	ちょっとごめんなさい。ちょっと今日の議題がないんですけど。
1:17:45	原子力機構タグチです。確かに安全機能を持っている、性能維持施設ということで関係ということで持っているということですがその増分にあたる重要な機能ということについては、
1:18:01	若干書き過ぎかなと思ってる部分もありますのでちょっと検討させていただいて、こちらの方、須賀次長北条の方について、
1:18:11	補正を予定しておりますので、その際に、終了時点修正させていただくと思います。
1:18:20	はい。ちょっと検討ください。あわせてごめんなさい。来るパターン。
1:18:26	放出施設、どっちを、ごめんなさい。
1:18:30	材料についてはどっちを見直すって言って言われたんですけど。
1:18:48	はい原子力機構タグチです。クリプトン施設の方から 17 条及びという今状態にしていますが、それをちょっと長くなしにする方向で検討したいと思います。
1:19:02	はい。お願いします。それと、
1:19:05	ちょっとまた今日の議題ではないんですが、10、クリプトン施設の、
1:19:10	16 条の安全機能を有する施設の機能説明についても、
1:19:17	カラー、
1:19:20	今回、
1:19:21	どういう観点で書かれてるのかってのはちょっとよくわからなかったの で、
1:19:25	もう一度確認してもらって。
1:19:29	空気圧縮系の、
1:19:32	検査試験の可能性で書かれてるのかっていうのか。
1:19:37	影響がないというような関係なのかちょっともう一度。
1:19:42	16 条の安全機能を有する施設についても、クリプトン放出施設に関して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:49	もう一度見てもらってよろしいですかね。
1:19:54	はい確認して、確認させていただきます。
1:20:00	田部井進さんでした。
1:20:03	よろしく願います。
1:20:48	院長の大島です。
1:20:51	そうですね。
1:20:53	41 ページ以降、樋口とか木幡というか、
1:20:59	グループ長 7058、36 条ですかね、いずれも安全機能を有する施設という書き出しで始まっていると思うんですけど、それに対して、
1:21:10	アンサーとして、
1:21:14	その手法が制度の救急医学等であったり、都市整備部及び吸気ダクトであったり、親水弁だけであったりっていう感じになってるんですけど。
1:21:24	これはそれぞれ、
1:21:26	兆候に応じて主語を書き分けてらっしゃるんでしょうか。
1:21:48	原子力機構の資料でございます。
1:21:52	おっしゃられる通り
1:21:54	定条文自体は、
1:21:58	安全機能を有する施設はという主語になってございますが、そちらの適合性につきましては先ほど表の中でご説明した通りでございますが異議該当するか否かについてはそちらになっておりますんで、
1:22:14	該当するものに対しましては、
1:22:18	例えばこの、あれですね、先ほどの安全機能を有する施設のところでございますと、
1:22:28	45、45 ページでございますけれども、2 項該当するというので、
1:22:39	安全機能する施設だって条文の主語に対して、当該施設を照らしたとき、当該設備も改造、
1:22:47	掘って、
1:22:48	こことを照らしたときに、当該施設のその止水弁というものを、この条文を、に該当するというので、そこに該当する資料を
1:23:00	アンサーとして記載してございます。なので、第 2 項ですと、鈴木江田という説支弁はになりますし、第 3 項も同様にしてございます。
1:23:12	以上です。
1:23:20	規制庁青島です。
1:23:26	第 6 条の地震の方なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:31	これは、すみませんちょっと私も全然理解ちゃんとできてないんですけど、請求金額と、
1:23:40	の、
1:23:40	期間を、ここを見ていると、年成分については、
1:23:46	特に見ていないっていう書き方になっているような気がするんですけどそういった理解でよろしいんですかね。
1:24:06	ちょっと私の理解が間違ってたらちょっと訂正していただきたいんですが。
1:24:28	元出向の中でございます。
1:24:34	今回の
1:24:38	改造の内容は、既設のダクトに水弁並びサポートを追加すると。
1:24:48	いったものでございますので、その事実を忠実にまずアンサーとして書いてございます。
1:24:57	条文の安全機能を有する施設はっていう主語に対して、
1:25:05	は
1:25:07	に対して、この本件を照らしますと
1:25:11	もちろん止水弁もそうですし今回改造する部分はそれに該当するもので、
1:25:19	いうことで認識してございますその認識の上でこういった記載にしております。
1:25:25	以上です。
1:25:26	規制庁柴です。そうすると安全機能を有する施設というのは、糖水 9 期拡張もそうですし、止水弁もそれに当たると。
1:25:36	それが二つ合わさって一つの一体になった。
1:25:41	施設、
1:25:44	として登場しているっていうことですね。
1:25:47	そういう理解でよろしいですか。はい、原子力機構の白水でございませす。その通りでございます。例えばその六条衛藤先生 42 ページの最後に、整備計画等の耐震性に問題はないと。
1:26:01	書いてあるんですけども、
1:26:04	ここは延期水分を含め、
1:26:07	この給気ダクトの耐震性に問題はない。
1:26:11	と言っているのかそれとも、
1:26:14	設計機ダクトのみの話を言っているのか、これどちらでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:23	原子力機構の資料でございます。市水道の救急医学等に含まれておりますので主水源を含めて、その全体の計器ダクト系の耐震性に問題ない改造する範囲をですね。
1:26:36	キバク統計に問題ないとし水田含めて問題ないという趣旨で記載してございます。吉浦です。承知いたしました。
1:26:48	あれっす。今銚三番のご質問とか、結構。
1:26:55	これ 41 ページの書き方が、
1:26:59	だからずっと帰っていないから、そういうふうにとれちゃうんじゃないかなと思うんですけど、ちょっともうちょっとわかりやすく、
1:27:08	41 ページの第 1 項への適合性のところで書いていただけると。
1:27:13	いいのかなと思うんですけどいかがでしょう。
1:27:19	はい、減少機構の清でございます。市水源と救急医学との関係性が非常にちょっと曖昧な表現になってございますのでこちらの、
1:27:30	ちゃんと止水弁と経企競落とはといったところを踏まえ、
1:27:35	集合にした上で、わかりやすい表現に修正する方向で検討。
1:27:42	いたします。はい、ありがとうございます。ちょっとこっからコメントでもうんなくて、うん。あれなんでただ本当に順全体を教えてください。モードなんですけれど。
1:27:55	この 41 ページの第 1 項に基準適合性の、今、今度はちょっと見直し、検討いただくってことだったんですけれど。
1:28:05	これわざわざ有限要素法により耐震評価を行った結果って書いてあるんですけれど。
1:28:11	これって
1:28:13	この有限要素法によりっていうのは、何かそれはそれで深い意味があるんですか。何か、いや何か合意と。
1:28:22	何頭の考えて書いたのかなと。
1:28:26	ちょっと教えてもらえます。
1:28:30	特に深井、ここはございません許可地方を丁寧に各方針で記載したものでございます。
1:28:41	そういうことですから、これは要するに止水弁をサポートとラップと全部合わせて、一気に解析したとかそういうことは言いたいという意味でもないんですか。
1:28:56	実態としましてを責める通りダクト経営企画室清病院、佐藤君に勤めて一体のモデルを作って原則で実施してございます。ありがとうございます。そしたら、今まさにご説明いただいたようなことを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:11	含めたから、先ほどオオシマ部門から多分そういう疑問点出ましたけれどもそれがわかるように全体をまとめて評価したんだよってということがわかるように客観いただければ。
1:29:22	全体がわかりやすく、ここだけを見てるわけじゃない。全体見てるんだっというのわかるような表現になるんだと思います。ちょっとご検討ください。
1:29:35	はい。現役の清でございます承知しました。
1:29:49	ちょっとオオシマです。
1:29:53	また戻っちゃうんですけど、その第 16 条のところも、その止水弁はっていうスゴウになっていて、
1:30:01	福島ももとのその、
1:30:08	証券税制の確認等に影響がないんだよってというような、
1:30:14	全体にこの記載も必要なのかなと思ったんですが、ここはいかがでしょうか。
1:31:01	正直、
1:31:38	はい。
1:31:40	ベースプランの白水でございます。承知しました。影響がないというところを踏まえましてそちらに言及するような形で検討させていただきます。
1:31:54	ちょっと後です。
1:31:57	結論としてはその取水弁をつけても、
1:32:01	そのすべき額との、
1:32:05	その健全性の確認ですとか、補修にはもちろん影響はないんですよ。
1:32:12	継続場所です。先ほど、整理表の方で説明申し上げました通り、そちらには影響はないということでございます。
1:32:23	ちょっと押します。
1:32:25	承知いたしました。はい。それではちょっと検討いただければと思います。
1:32:38	すいません。大嶋です。要は今までは、被水弁自体にクレジットをとるということではなくって、掲示だと影響について、
1:32:50	書かれているようなまとめ方だったと思うので、ただシスウェーブの方も、
1:32:56	しっかり設工認を取るという方針になったのでちょっとその、
1:33:01	変更がちょっと、この廃止措置計画の、
1:33:07	記載の中にちゃんとを入れて、整合とれるように入れていただけ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:13	というところでちょっと確認をさせていただきますので、
1:33:17	よろしくお願ひしたいなと思います。
1:33:22	文章研修で主張しました。
1:33:42	10日、規制庁の方からございます。
1:33:47	規制庁青井です。22ページで、耐圧検査のところでは止水弁について追加しているんですが、
1:33:59	耐震性の確認についていのは何かなされるんでしょうか。
1:34:21	大丈夫。
1:34:23	研修機構の首藤でございます。被水病院議会は検査といたしましては
1:34:33	止水性も確認する観点から耐圧試験。
1:34:37	を実施することを予定してございます。耐震性を検査で確認することは考えてございません。
1:34:44	ごめんなさい。このダクトについてです。
1:35:06	すいません鳥栖元職長の橋本です。耐震性につきましては24ページ目に記載でございます。
1:35:16	据付概算、外観検査、(1)の方で、仕入れのサポートが膨張間の浸透を図って、確認するっていうものと、据付外観検査の(2)で、しっかり勘定を確認することで、そこを確認するということを考えてございます。
1:35:33	ございます。ごめんなさい。ごめんなさい、ダクト自体の耐震性については、どこで確認できるんですか。
1:35:50	末次橋元です。まず通し番号23ページ目に材料確認検査がございませぬので、こちらで代表の確認をもって申請を確認したいというふうに考えてございます。
1:36:05	ごめんなさいね今日の説明資料ではないんですが、クリプトン放出施設の方では、定ピッチスパンより基づく主事感覚で支持してというような確認す。
1:36:18	記載があるものですから、定ピッチスパン法等で、配管のサポート課を確認する方法はあるのかなと思ってるんですが。
1:36:28	そこはやらないっていうことなんですかね。
1:36:38	原子力事業所でございます。耐震評価の中で有限要素法を用いまして実際のそういったサポートの大津都築。
1:36:50	の部分で、実際に麦したモデル、そういったところを条件にしたモデルで評価をしておりますので、大木評価モデル新名のような、
1:37:05	据付をやっているといった観点から外観検査ですね、を行うというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:15	耐震評価方法が定ピッチによらずに、有限層でやってございますので、その全体の整地状態を確認を行った。
1:37:28	今のご説明はちょっと誤解を大きく云々じゃないので今さっき私が何で有限予想であったんですかって言ったところで、遠矢氏、弁だけじゃなくてですね辨野サポートそれからダーク等、
1:37:46	そういうところの全体をな、そこは売り買いしてるんですけど、ただダクトって言ってもダクトの接続部しか多分見あの弓削要素でモデル化してないんだと思うんです。ダクトがずっと続いているダクト全部。
1:38:00	全部モデル化してんだったらそれは立派ご立派ですけど多分、してないんだと思うんですがこれ私の間ですけど。だからちょっとそういう今のご説明はちょっと、
1:38:11	ちょっと神さんの中で、
1:38:14	もうちょっと練り直して、お答えいただいた方がいいんじゃないかなとは私耐震評価モデルを見てませんから、どうなるかわかりませんが、ちょっとよく確認いただいた上でご回答していただいて、
1:38:28	ご検討していただいた方がいいんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。
1:38:45	状況。
1:38:52	モデル 28 ページ。
1:39:02	原子力機構の資料でございます。
1:39:07	申請書の中の 28 ページをご覧いただきたいんですけども。
1:39:14	当機構で今回改造する範囲ということを、点線で示してございます。左側への一々右側への 112 でございますが、の 111 でご説明申し上げますと、
1:39:29	まず、江藤、こちらですね右のフィルタユニットからセル外の利益をいたしまして逆止ダンパを経由し、当該の止水弁。
1:39:41	ですね今回新規で設置する水源を経由してスクール学等の方に持ってってそこからガス切るダクトがそのセル壁に埋め込まれてございますので、そこから水の中に入っていると。
1:39:54	今回耐震評価を有限要素法で実施しておりますのは、こちらの
1:40:03	改造する範囲点線で囲った部分でございます、止水弁。
1:40:09	それからスクリーダクトまでの給気ダクトであとそれらを支えるその次、床面にまで伸びてます。止水弁サポートですね、こちらを
1:40:23	伏せるモデル、或いは梁モデルを使用用いてモデル化をして有限層を実施してございます。で、その境界条件はしかるべき境界条件で設定してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:37	なので
1:40:40	基本的にはその該当する部分を、全体、評価、有限数でやってるところでございます。
1:40:49	はい、ありがとうございます今そのモデル化した範囲はこれでよくわかりましたけど、あれ、これ植野さんが持って疑問とやったんす。
1:41:00	ちょっと違うんでしょう。植野さん、どう、この図の絵の1-11の左側、救急医学とこの短い旧木田だけ。
1:41:13	この部分はモデル化をしてあるんだけど、多分皆さんってもっとその先っぽの方もイメージしてたんじゃないか。違う話。例えばモデルなイメージはあれなんですけど、11で言う別図1というところも、
1:41:28	例えば670mmという寸法であるとか、
1:41:33	220mmであるような新法なんかは、
1:41:37	何か検査で確認しないのかなと思ったんですが。
1:41:48	月曜日は、ここで補正しているこの戦争はあくまで概略先方でこの位置にこの、
1:41:58	発電の一井に設置するというをお示したものでございます。
1:42:07	ごめんなさいそうすると有限予想で作ったモデルと現場のものが一致してるんだよっていうところは、
1:42:14	何か確認しないんですしたっけこれまでも、
1:42:18	大分わかんないですね。
1:42:29	結構ナカノです疼痛動向行った設備機器を設置したと昨日耐震に係る認可いただいたりとか、検査したり、自分は超勤のある部分を絞ってやらせていただいていたとこういう夫婦であれば、
1:42:46	こういう案の通りに作るってところがあるんで、もう特にポイントになるのが鈴木経過資金続けのよりもその新保海野ってそういったところも検討になってくるかと思います。
1:42:59	なのでそこは日付検査に設備の寸法等を設置済みは検査に入ってきます。あとは所定の材料を大スゴウト
1:43:10	移るだけでいうところがポイントになってきますのでその材料検査会社の二本立てで検査をやらせていただいているというのが、通例ですので、法律を記載させていただいているというふうでございます。
1:43:26	すみませんその締め付けの寸法って言ったときに、
1:43:31	今回はどのど、何が図られる担保されることになるんですかね。
1:43:39	すみません。規制庁の駒井ですけどすみません。ごめんなさい。ちょっと今の話と関連するんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:46	仲野さんに聞いたらいいかどうか分からないんですけど、今、ページで言うと、右下 24 ページのところ、これ今耐震評価上はですね、重要なのは⑤って書いてあるやつ、
1:44:02	取水部やサポートを読もう。アンカーボルト間寸法って書いてあって、数本について火薬等もついて測定するって書いてあるんです。何か変な入れてするようでよくないんですけど。
1:44:17	耐震評価上重要なのは先ほどの 700 何十ミリの寸法ではなくて、ここはきっちり止まってることが重要だとかってというのはそういうような説明で、きっちりす。ちゃんとこんなのを検査するのかっていうのを、
1:44:30	説明し切ってもらうのが一番大事なかなと思うんですけど。
1:44:39	募集期間は必ずありがとうございますご指摘ご共有でございます景気うちゅうのがサポートの主体に相当するようなどころがある数値形を、農業の感覚で届けるか、下の授業の感覚で届けるかっていうところが、
1:44:55	耐震性に大きく関係してくるところでございますので、そのままご指摘いただいたように商標権は、この図というところが、その下の部分に、
1:45:05	書いてあります。サポートを据えつけて冒頭の部分になりますのでそこを検査するというところをちょっとその趣旨はわかるように少し記載のほうを検討させていただければと思います。はい私今たまたまこれ、これがとっていたらこうと言っただけなのでちゃんと耐震評価をする方がここが重要だっていう考えをですね。
1:45:25	保った上で、すいません私が言ったらそこにしまったと言わないですよ。ちゃんと確認していただいた上で、どこが重要かを記載いただければと思います。
1:45:39	原子力機構の首藤でございます。すみません
1:45:45	新評価でいうようなところは、有限の方で評価をします拘束点のところでございますし
1:45:56	そこを拘束点によってこういう振動数とかにも影響をおよぼしますので、まずはそこ、一番大事なそののを、
1:46:06	据付サポートの数値警部等の感覚ですねそこをしっかり評価通りに元ん物もその価格になってるといったことを外観検査によって出納検査を行っていくと。
1:46:24	いうところでございます耐震上は確認を行うということで⑤でそれをやるということでございます。⑤対象は至便サポートの赤堀健須藤でございます、
1:46:36	その通行について、コンタクトを用いて測定するものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:41	その間隔は、下、別図 1 で示します通り、ウエノ 111 ですと約 300mm ということで、その根本になってるといったところをしっかりと確認していく、ここをしっかりと押さえれば耐震上問題ないと。
1:46:57	いうふうに判断しそこを対象として検査するものでございます。
1:47:02	以上です。
1:47:08	ありがとうございました何かちょっと私が言われちゃったようなところがあるかもしれませんがそれで私の最初の質問に戻るのが
1:47:18	ちゃんとうやうやって剛構造なんだよねっていうのは必ず、命は 2 どっかで言うてください。それ前提ですから、ただそそいったところを、全体、ちゃんと取って、
1:47:30	記載いただければいいんじゃないかと思います。
1:47:34	原子力機構の首藤でございます承知、承知しました。
1:47:51	そっか。
1:47:58	続きまして、
1:48:05	スケジュールのご説明お願いいたします。
1:48:11	選手高林です。この面談スケジュールでございますが来週は、
1:48:19	観光費ですねこちらの方で 6 日の日に、こちらからご説明いたしました整備整備の見直しについて引き続き、
1:48:29	ご説明させていただきたいと考えてございます。
1:48:33	またその後のところで前回監視チーム会合にてコメントいただきましたその他施設の火災防護のウオークダウンについてコメントに対する回答を、
1:48:45	こちらの方をさせて説明させていただきたいと考えてございます。また本日、設工認についていただきましたコメントに対しても改めて説明させていただけたらいいかなと考えてございます。
1:49:02	以上でございます。
1:49:05	広島です。はい、ありがとうございます。
1:49:09	平野河西の件は、河西塚田のコメントはほぼ対応完了してるような所完了適正な状況でしょうか。
1:49:20	はい。コメントいただいた中で火災防護の有効性の判断の根拠ということで類型ごとにどういったシナリオで閉じ込め防護対象の取り込みを守る火災から守るのかといったところを
1:49:35	タイムチャ等々を展開して説明する資料を現在作っております。一方でちょっとまだ少し時間がかかるかなと思っているのが。
1:49:47	消防設備の保全の考え方です市長の方はまだ、まだもうちょっと機構の中で議論を続けたいと考えてございます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:57	所長大島です。承知いたしました。
1:50:13	他、規制庁の方から確認等、いないでしょうか。大丈夫ですか。
1:50:23	はい。
1:50:28	挙手をしました。機構さんのが特になければ面談を終了させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
1:50:39	青木心をおります。
1:50:43	はい、わかりましたありがとうございます。では本日の面談をこれで終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。
1:50:53	吉原委員どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。